

中山間地域活性化支援施策ガイド 将来プランの実践に向けて

2026年度版



この冊子は、ビレッジプランに取り組む地区や、中山間地域等直払支払制度に取り組む集落協定など、中山間地域農業の維持・発展に向けて活用できる事業をまとめたものです。

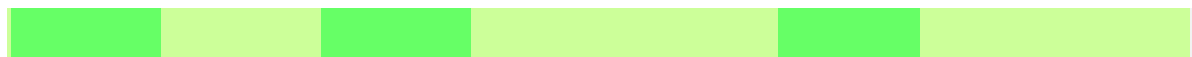
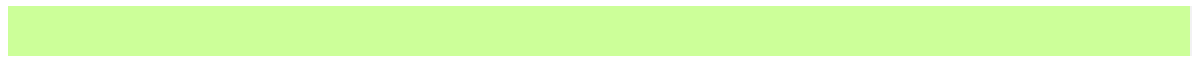
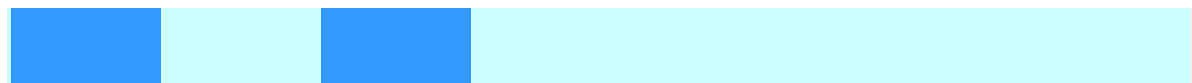
人材の確保や営農体制づくりなど、地域が目指す姿の実現に向けた今後の取組の参考としてください。

新 潟 県
令 和 8 年 3 月

中山間地域活性化支援施策ガイド 目的別事業一覧

事業名		農 山 漁 村 振 興					
		農村集落の 新たなチャレン ジ支援事業 (P. 1)	新潟県農林水産 業総合振興事業 (P. 2)	中山間地農業推進対策 (P. 3 ~ 6)			山村活性化 対策 (P. 7)
事業概要		地域の将来プランの実現に向けて、本格的な実施に先立って行う試行的な取組を支援します	経営発展や地域課題に応じて営農用機械や施設の整備を支援します	中山間地域の特色を活かした様々な活動やモデル的な取組を支援します	集落機能の維持を担う農村RMOの形成に向けた調査や実証活動等を支援します	指定棚田地域を対象として、人材確保や棚田保全に係る小規模整備に向けた調査等を支援します	振興山村を対象として、販売促進や商品開発、ブランド化等を支援します
対象となる方		将来プランを策定した地区の農業者等で構成する団体	農地所有適格法人農業者等の組織する団体 等	地域協議会 市町村	地域協議会	地域協議会 市町村	地域協議会 (市町村を含む) 市町村
主な補助率		定額	1/3、1/2等	定額	定額	定額	定額
補助の上限		一般型：25万円 若手参画・取組 拡大型：50万円	事業費 50～5000万円 以内 等	一部メニュー 1,000万円/年 (最大3年間)	一部メニュー 500万円/年 等 (最大3年間)	50万円/年 (最大3年間)	1000万円/年 (最大3年間)
財源		県	県	国	国	国	国
取 り 組 み の た い こ と	共 通						
	ワークショップ・話し合い 先進事例視察・研修会等						
	地域で稼ぐ仕組みづくり						
	栽培実証						
	商品開発・販路拡大						
	機械・施設整備						
	人を呼び込む体制づくり						
	都市農村交流						
	しごと・雇用						
	移住者向け支援						
	コミュニティの場づくり						
	生活支援の取組や 集いの場づくり						
	施設整備						
	地域運営組織を立ち上げたい						

交付金		中山間地域所得 確保推進事業 (P.10)	青年就農 支援事業 (P.11)	特定地域 づくり事業 協同組合 (P.12、13)	クラウドファン ディング等を活 用した地域づく り活動応援事業 (P.14)	・新潟U・Iターン総合サイト 「にいがた暮らし」 ・にいがた暮らし・しごと 支援センター (P.15)
推進事業 (P.8)	整備事業 (P.9)					
地域の活性化に 向けた活動計画 づくりや地域資 源を活用した新 商品・サービス の開発等を支援 します	地域間交流拠点や 農林水産物加工・ 販売施設等の整備 等を支援します	地域の農業所得 確保に向けた計 画の策定から実 践を支援します	就農を希望する 方に、研修期間 中や経営確立に 必要な資金を支 援します	人手不足に悩む地 域の事業者の人材 派遣を行う制度 で、移住者の受け 皿としても有望で す	クラウドファン ディングによる 地域づくり活動 資金の調達をサ ポートします	新潟県への移住やU・Iターンを 検討・希望されている方のワン ストップ相談窓口です 一人ひとりのニーズに応じてサ ポートが受けられます
農林漁業者 民間事業者 市町村 等	農林漁業者	農業者団体 等	新規就農者	事業協同組合	地域づくり団体	新潟県への移住やU・Iターンを 検討・希望されている方
1 / 2 等	1 / 2 等	定額	定額・3 / 4	1 / 2	定額	-
500万円 等	事業費4億円以内 等	500万円 / 地区 (1年間)	資金助成： 13.75万円 / 月 等	人件費： 200万円 / 年・人 運営費： 300万円 / 年 上限額はR8.2.1 現在の額	250万円 (CF調達額)	-
国	国	国	国 + 県	国 + 市町村	県	-



上記は事業活用を検討するにあたっての目安です。補助対象や要件等の詳細は各事業の要綱・要領を確認してください。

将来プラン実現に向けた初期段階の取組を支援

農村集落の新たなチャレンジ支援事業

事業の概要

人口の取り戻し等を通じた、営農の継続や集落機能の維持を図る将来プランの実現のため、本格的な実施に先立って、地域が行う準備や試行的な取組を支援します。

対象となる方

ビレッジプラン2030における将来プラン策定地区の農業者等で構成する団体

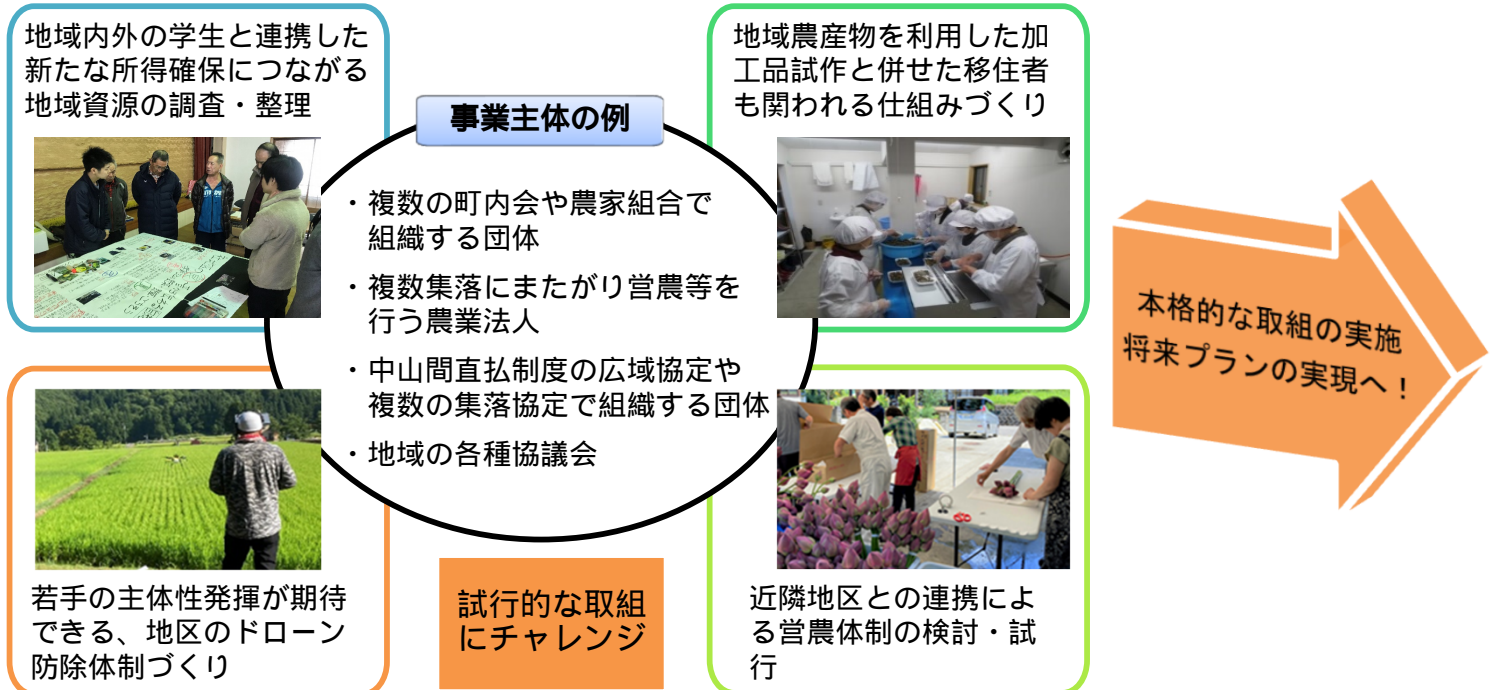
補助率等

定額
一般型：上限25万円 / 地区
若手参画・取組拡大型：上限50万円 / 地区

取組の要件等

地域において人口の取り戻し等を通じた営農の継続や集落機能の維持に向けた将来プランを策定していること

活用のイメージ



募集について

令和8年4月以降

事業内容のお問合せ先

地域振興局農林水産（農業）振興部または県庁地域農政推進課中山間地域活性化推進係まで
（ P 1 6 ）

営農用の機械や施設等の整備を支援

新潟県農林水産業総合振興事業

事業の概要

目的や地域の課題に応じて機械や施設の導入を支援します。

メニューの例

採択基準

地域農林業生産体制整備支援

中山間地域の農業生産体制の整備に必要な取組を支援

農地所有適格法人設立支援

法人設立後の経営基盤の安定化を支援

鳥獣被害対策・利活用促進

鳥獣被害を防止するための対策等を支援

多角化・複合化経営発展支援

園芸導入や加工・直売等で所得を増やす取組を支援

中山間地域スマート技術導入支援

中山間地域で負担の大きい見回りや中間管理等の省力化及び軽労化を図るため、農作業や生産管理で実用性が高いスマート農用技術の導入を支援

上記メニューの他にも現地課題に応じた様々なメニューを設定しています。

対象となる方

- ・ 農地所有適格法人
 - ・ 農林業者等の組織する団体 など
- 構成戸数や常時従事者等の指定があります。

補助率等《補助率はメニュー別に設定》

- 【機械】補助率：1/3～5.5/10以内
事業費の範囲：50～5,000万円
- 【施設】補助率：5/10～5.5/10以内
事業費の範囲：100～5,000万円

活用のイメージ

継続的な営農体制の構築

中山間地域の継続的な営農体制を構築するために機械を導入



農産物の加工・直売

地元特産品の農産物を使った加工品を製造するために機械を導入



中間管理の省力化

中間管理を省力化・軽労化するために、水田水位センサーやラジコン草刈機等を導入



農業経営の多角化・複合化

所得増加を目指して園芸品目に取り組むために機械・施設を整備



農作物の鳥獣被害対策

農作物の鳥獣被害を防ぐための電気柵等の整備



交付

県

交付

国

募集について

申請をご検討の際は、お住まいの市町村にご相談ください。

事業内容のお問合せ先

地域振興局農林水産（農業）振興部または県庁地域農政推進課中山間地域活性化推進係まで
（ P 1 6 ）

地域の特色を活かした様々な取組による農業振興を支援

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち

中山間地農業ルネッサンス推進事業

事業の概要

中山間地域の特色を活かした創意工夫あふれる取組や、収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。

- メニュー：中山間地農業ルネッサンス推進支援
- メニュー：元気な地域創出モデル支援（一般型）
- メニュー：元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）

対象となる方

- ・：市町村、地域協議会
- ・：地域協議会

補助率等

- ・：定額（1年間）
- ・：定額（上限1,000万円 / 地区、最大3年間）
年度間で変動可能
- ・：定額、1/2（上限3,000万円、1年間）

取組の要件等

- ・事業に取り組む地域が地域振興立法等における中山間地域に該当すること
（詳しくは県または市町村にお問い合わせ下さい）
- ・の事業：生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること

募集について

事業申請をご検討の際は、事業要件や提出書類等についてご案内しますので、前年9月頃までに下記問合せ先へご相談ください。

当年度の事業活用についても、随時ご相談を受付しますが、全国の要望状況等によっては、申請受付できない場合があります。

事業内容のお問合せ先

地域振興局農林水産（農業）振興部または県庁地域農政推進課中山間地域活性化推進係まで
（ P 1 6 ）

活用のイメージ

地区の協議会・集落協定など

住民

農業者

企業・団体

市町村

【メニュー : 中山間地農業ルネッサンス推進支援】



地域づくりの研修会や集落懇談会の開催

【メニュー : 元気な地域創出モデル支援（一般型）】

収益力向上

販売力強化

農用地保全

複合経営

生活支援



高収益作物の導入、生産、販売や、鳥獣被害対策等



高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等



棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践



複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践



農村地域における生活支援の取組

調査、計画作成又は実証に関する取組を支援

【メニュー : 元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）】

<地域力活用に向けた実証>

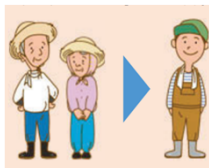
人材確保・育成

生産技術習得

省力化作物導入

商品開発

栽培・販路確保



人材確保・育成に関する研修会の実施等、地域の労働力確保を図る活動等



新たな生産技術の習得、生産現場における各種データの数値化等



省力化作物の導入、スマート農業技術の導入、環境に配慮した農業等の導入等



付加価値・ブランド向上に向けた地域農産物を活用した商品開発の取組等



生産・加工・流通・販売に関する地域経済の好循環に資する取組等

<省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備>

農業用機械の導入

生産環境条件整備

鳥獣被害防止対策

専門家による助言



農業経営体が実施する農作物の生産、加工等に関する農業用機械等の導入



実証に必要なほ場条件の改善、農業用ハウス等の施設の高機能化等



実証に必要な緩衝帯の設置、デジタル技術等を活用した鳥獣検知の取組等



作物栽培環境や作物の生育に関する大学・研究機関等の専門家等による助言等

交付 県

交付 国

左記の取組は一例です。

農村RMOの形成に向けた計画づくりから実証まで支援

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

事業の概要

中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織(農村RMO)」の形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

- メニュー：農村RMOモデル形成支援「一般型」
- メニュー：農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」
- メニュー：農村RMOモデル形成支援「地域連携型」

対象となる方

複数集落を含む地域協議会

補助率等

- ：定額（500万円～600万円/年（ ）、最大3年間）
【新規採択は令和8年度で終了】
 - ：定額（200万円(年基準額)、1年間）
 - ：1/2（上限375万円/年（ ）、最大4年間）
- 上限額は年度間で調整可能

取組の要件等

- ・事業に取り組む地域が地域振興立法等における中山間地域に該当すること（詳しくは県または市町村にお問い合わせ下さい）
- ・、の事業：農用地保全、地域資源活用及び生活支援に関する地域の将来ビジョンが策定されている、又は事業実施初年度に策定されること
生活支援の取組は、農用地保全及び地域資源活用と一体的に行うものであること
- ・の事業：活動継続計画を事業の最終年度までに策定すること

活用のイメージ



募集について

事業申請をご検討の際は、事業要件や提出書類等についてご案内しますので、前年9月頃までに下記問合せ先へご相談ください。
当年度の事業活用についても、随時ご相談を受付しますが、全国の要望状況等によっては、申請受付できない場合があります。

事業内容のお問合せ先

地域振興局農林水産（農業）振興部または県庁地域農政推進課中山間地域活性化推進係まで
（ P 1 6 ）

棚田地域振興に係る人材確保や小規模整備に係る調査計画を支援

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち

棚田地域振興対策推進事業

事業の概要

指定棚田地域活動計画の認定地域において、多様な人材を受け入れる体制を整備し、人材確保・育成のためのモデル的な地域振興活動に係る取組を支援するとともに、棚田等の保全に係る維持管理労力の軽減のための小規模整備に必要な情報収集等調査・計画を支援します。

対象となる方

- ・市町村
- ・地域協議会

補助率等

定額、1/2（上限50万円/年、上限3年間）
上限額は年度間で調整可能

取組の要件等

棚田地域振興法第10条に基づく指定棚田地域振興活動計画の認定を受けていること
（詳しくは県または市町村にお問い合わせ下さい）

活用のイメージ



募集について

事業申請をご検討の際は、事業要件や提出書類等についてご案内しますので、前年9月頃までに下記問合せ先へご相談ください。

当年度の事業活用についても、随時ご相談を受付しますが、全国の要望状況等によっては、申請受付できない場合があります。

事業内容のお問合せ先

地域振興局農林水産（農業）振興部または県庁地域農政推進課中山間地域活性化推進係まで
（ P 1 6 ）

山村地域の地域資源を活用した商品づくりや販路拡大を支援

農山漁村振興交付金（山村活性化対策事業）

事業の概要

山村振興法に基づき指定された振興山村において、山村の特色ある農林水産物や固有の自然景観、伝統文化等の地域資源を活用した新商品の開発・販売等を通じ、地域経済の活性化を図り、所得・雇用の増加や定住促進を目指す取組を支援します。

対象となる方

- ・ 地域協議会
（構成員として市町村を含む団体）
- ・ 市町村 等

補助率等

定額（上限1,000万円/年、上限3年間）

取組の要件等

地域振興立法等における振興山村に該当する地域であること
（詳しくは県または市町村にお問い合わせ下さい）

活用のイメージ

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための 合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、 付加価値向上等を図る取組

地場農林水産物を使った地域商品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等 地域製品の加工・商品化



交付

国

募集について

事業申請をご検討の際は、事業要件や提出書類等についてご案内しますので、前年9月頃までに下記問合せ先へご相談ください。

当年度の事業活用についても、随時ご相談を受付しますが、全国の要望状況等によっては、申請受付できない場合があります。

事業内容のお問合せ先

北陸農政局農村計画課または県庁地域農政推進課中山間地域活性化推進係まで（ P 1 6 ）

農林水産物や地域資源を新分野で活用した商品開発を支援

農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)のうち

地域資源活用価値創出推進事業【地域活性化型、創出支援型】

事業の概要

専門家を活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定及び地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築、実証活動等を支援します。

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

対象となる方

の事業：地域協議会
(構成員として市町村を含む団体)
の事業：農林漁業者、市町村、
民間事業者 等

補助率等

の事業：定額1年目:500万円、2年目:250万円等
条件不利地域における実施や専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置があります。
の事業：1/2以内等、上限500万円/事業期間
(最長2年間)

取組の要件等

の事業：地域振興立法等における中山間地域に該当すること
農林水産業やその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること 等
の事業：農林漁業者を含む多様な事業者が連携するネットワークを構築すること

活用のイメージ

地域活性化型

地域の活動計画策定や、活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援



地域の活動計画の策定
(ワークショップの開催)



体制構築及び実証活動
(高齢者の移動確保)

交付

交付

県

国

創出支援型

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組といったソフト事業を支援



農林水産物を利用した
新商品開発



多様な地域資源を
新分野で活用

交付

交付

左記の取組は一例です。

募集について

事業申請をご検討の際は、事業要件や提出書類等についてご案内しますので、前年9月頃までに下記問合せ先へご相談ください。

当年度の事業活用についても、随時ご相談を受付しますが、全国の要望状況等によっては、申請受付できない場合があります。

事業内容のお問合せ先

地域振興局農林水産(農業)振興部または県庁地域農政推進課中山間地域活性化推進係まで
(P 1 6)

農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援

農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)のうち

地域資源活用価値創出整備事業【定住促進・交流対策型、産業支援型】

事業の概要

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

対象となる方

農林漁業者の組織する団体 等

補助率等

の事業：1/2等、事業期間3年間(上限5年間)
の事業：3/10等、1年間

取組の要件等

- の事業：県や市町村が計画主体となり、農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
の事業：以下ア～ウのいずれかに基づく整備事業計画が必要
- ア．六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
 - イ．農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
 - ウ．都道府県若しくは市町村が策定する戦略 等

活用のイメージ

定住促進・交流対策型

農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援



農林水産物直売所



集出荷・貯蔵・加工施設

交付

県

交付

国

計画主体が市町村の場合は、県を経由しない。

産業支援型

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる施設(農林水産物加工・販売施設等)の整備を支援



農産物処理加工施設



農家レストラン

交付

県

交付

国

左記の取組は一例です。

募集について

事業申請をご検討の際は、事業要件や提出書類等についてご案内しますので、前年9月頃までに下記問合せ先へご相談ください。

当年度の事業活用についても、随時ご相談を受付しますが、全国の要望状況等によっては、申請受付できない場合があります。

事業内容のお問合せ先

地域振興局農林水産(農業)振興部または県庁地域農政推進課中山間地域活性化推進係まで
(P 1 6)

地域の農業所得確保に向けた計画の策定から実践を支援

中山間地域等対策（中山間地域所得確保対策）のうち

中山間地域所得確保推進事業

事業の概要

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。

対象となる方

- ・ 地方公共団体
- ・ 農業者団体 等

補助率等

定額（上限500万円 / 地区、1年間）

取組の要件等

- ・ 事業に取り組む地域が地域振興立法等における中山間地域に該当すること（詳しくは県または市町村にお問い合わせ下さい）

活用のイメージ

マーケット調査、消費者動向調査

生産・加工・流通・販売現状分析

生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

交付

県

交付

国

取組に必要な経費を支援します

募集について

事業申請をご検討の際は、事業要件や提出書類等についてご案内しますので、10月頃までに下記問合せ先へご相談ください。

次年度の事業活用についても、随時ご相談を受付しますが、国の予算状況等によっては、申請受付できない場合があります。

事業内容のお問合せ先

地域振興局農林水産（農業）振興部または県庁地域農政推進課中山間地域活性化推進係まで
（ P 1 6 ）

就農を希望する方の研修と早期定着を支援

青年就農支援事業（国事業名：新規就農者育成総合対策）

事業の概要

就農を希望する研修生に対して研修期間中の資金を助成します。

また、新たに農業経営を開始する方に対して資金を助成するとともに、経営継承や就農後の経営発展に必要な機械・施設の導入、修繕等を支援します。

このほかに、就農希望者を新たに雇用する農業法人等への支援があります。

対象となる方

49歳以下で就農予定の研修生
49歳以下で独立・自営就農する認定新規就農者

（-2は令和6年度以降に独立・自営就農する者が対象）

このほか、別の要件があります。

補助率（交付額）

【就農準備資金】165万円/年×最大2年間(計330万円)
-1【経営開始資金】165万円/年×最大3年間(計495万円)
-2【経営発展支援事業】

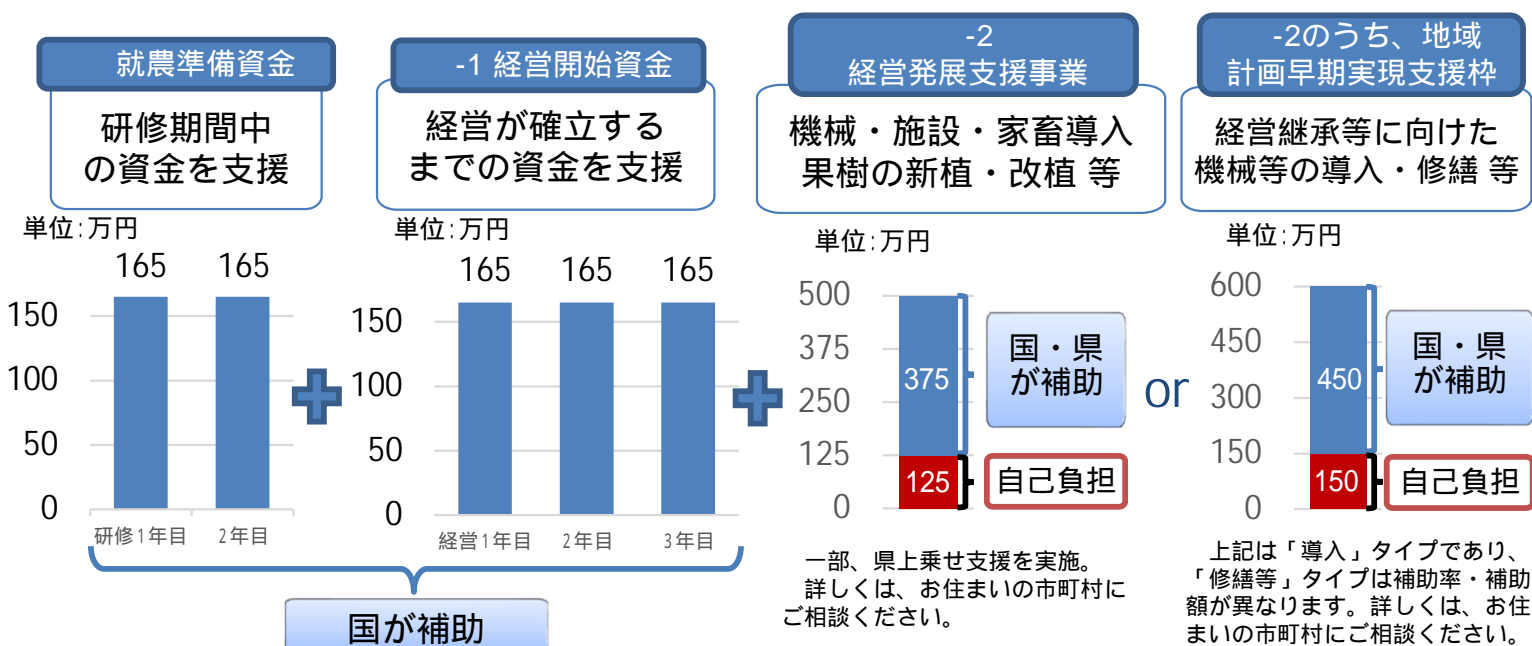
補助率：3/4以内、補助対象事業費：上限500万円
（経営開始資金を受給しない場合は上限1,000万円）

このほか、別の補助率等のメニューがあります。

取組の要件等

- ・県が認定した研修機関で概ね一年以上、かつ概ね年間1,200時間の研修を実施（ ）
- ・前年の世帯所得（親子及び配偶者の範囲）が原則600万円未満（ 、 -1）
- ・親元就農者は、就農5年以内に経営継承、又は独立・自営就農する（ 、 ） 等

活用のイメージ



募集について

申請をご検討の際は、所管の地域振興局にご相談ください。

事業内容のお問合せ先

地域振興局農林水産（農業）振興部、または県庁経営普及課担い手育成係まで（ P 1 6 ）

地域の産業の力を組み合わせ、安定した雇用の場を創出する制度

特定地域づくり事業協同組合制度

事業の概要

- 令和2年6月、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が施行され、人口の急減に直面している中山間地域等で、地域内外の若者等が地域の事業者で出資する『特定地域づくり事業協同組合』に雇用され、農業を含めた多様な仕事に従事できる制度が創設されました。
- 『特定地域づくり事業協同組合』の運営に当たっては、国や市町村からの財政支援を受けることができます。

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

対象・要件

人口急減地域において（①）マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）（②）に係る労働者派遣事業等を行う事業協同組合（③）であって、都道府県知事の認定を受けたもの（④）

- ① → 人口急減地域とは、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域又は過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域です。 ※予定されている地域が該当するかどうかは、お住まいの市町村に確認下さい。
- ② → マルチワーカーは事業協同組合で無期雇用される者に限ります。
- ③ → 事業協同組合の組合員には、地域の一般的な法人はもちろん、社会福祉法人や農家などの個人事業者もなれます。
- ④ → 都道府県知事の認定は、事業計画の実現可能性や職員の就業条件への配慮、市町村や関係事業者との連携等を判断して行われることとなります。

特定地域づくり事業協同組合に市町村が財政支援を行う場合、国の財政支援があります。

※都道府県が財政支援を行う場合でも市町村と同様に国の支援を受けることができます。

制度の内容

対象経費

→ ① 派遣職員人件費

② 事務局運営費

※左記は市町村に対する国の財政支援についての記載であり、市町村から組合への実際の支援内容はそれぞれの市町村との調整によります。

対象経費の上限額

→ ①については400万円/年・人

②については600万円/年

交付額

→ 対象経費の1/2までの範囲で市町村が支援した額の1/2

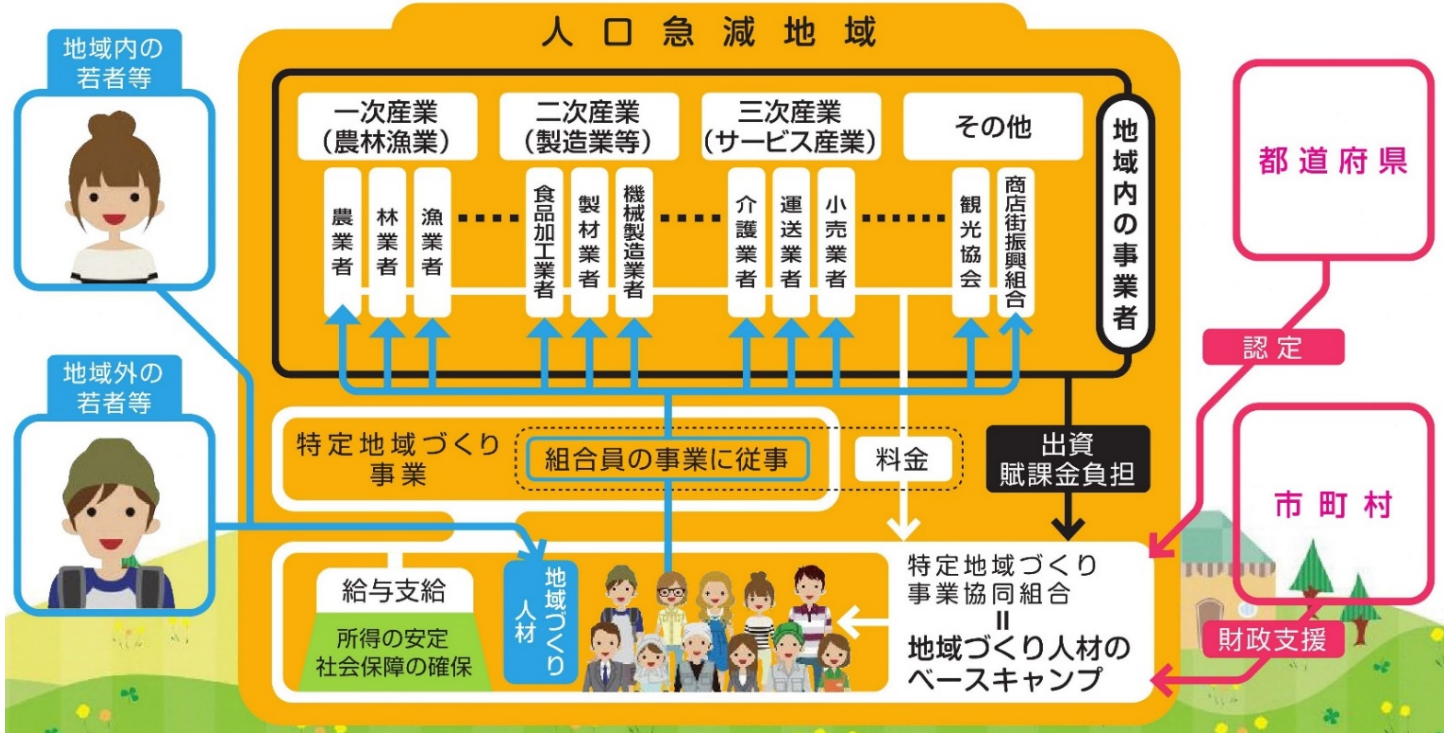
組合員の事業を対象に、労働者派遣事業を厚生労働大臣の許可ではなく届出で実施できるようになります。

対象経費の上限額は、令和8年2月1日現在の額

事業内容のお問合せ先

県庁地域政策課 地域づくり支援班 まで (P 1 6)

特定地域づくり事業協同組合の組織イメージ



特定地域づくり事業協同組合の運営イメージ

仕事の組み合わせ例



共感が得られる打ち出し・PRが成功のポイント

クラウドファンディング等を活用した地域づくり活動応援事業

事業の概要

- ・クラウドファンディング（CF）を活用し、県内の地域づくり団体等が行う地域づくり活動のための資金調達を支援することにより、住民主体の地域づくりを促進します。
- ・対象となる事業は、地域の特性を生かし、地域ニーズを反映し地域の課題を解決するために地域づくり団体が行う事業です。

対象となる方

地域づくり団体
（NPO法人、自治会、まちづくり協議会、
中間支援組織等）

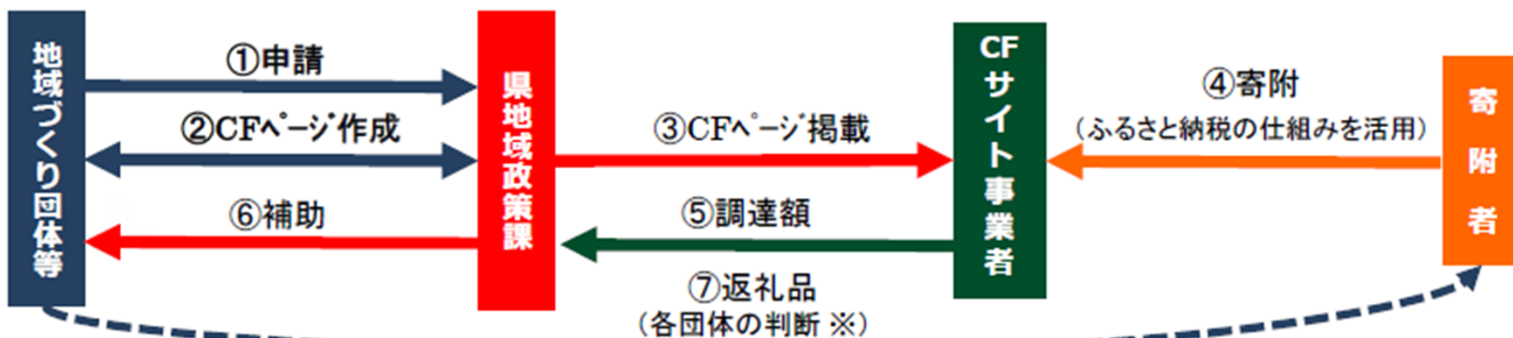
補助率等

- ・補助率：事業に要する経費の10/10
- ・上限：2,500千円
（CFによる調達額から手数料を差し引いた額）

取組の留意点

- ・寄付の募集期間は最大90日間となります
- ・CFを行った事業は、調達額に関わらず当該年度内に事業を執行、完了する必要があります。
- ・原則として新規に実施する事業を対象としています。ただし、既存事業の効果が著しく高められる事業についてはこの限りではありません。

事業の流れ



活用例

※ 県内在住者からの寄付に対しては返礼品の送付はできない。

都会の人に「ふるさと」を提供したい！空き家の滞在拠点化プロジェクト
～高齢過疎化集落の挑戦～
（上越市藤尾集落）



日本の原風景！
かやぶき屋根の風景を未来へ紡ぐ！
（柏崎市荻ノ島集落）



募集について

令和7年4月以降随時（ 予算上限に達し次第締切）

事業内容のお問合せ先

県庁地域政策課 地域づくり支援班 まで（ P 1 6 ）

新潟県へのU・Iターン支援について

新潟U・Iターン総合サイト

「にいがた暮らし」

新潟U・Iターン総合サイト

にいがた暮らし

「にいがた暮らし」では、新潟への移住やU・Iターンに役立つさまざまな情報を掲載しています。

移住前に知っておきたい「データで見る新潟での暮らし」
 新潟の暮らしを読んで体感、移住者インタビュー「ニイガタビト」
 市町村の移住相談会やイベント情報、就職相談会などのしごと情報の掲載
 空き家情報、お試し居住施設情報の一元検索 など



お問い合わせ：「にいがた暮らし」 <https://niigatakurashi.com/>

にいがた暮らし・しごと支援センター

にいがた **くらしごと** センター

相談・アドバイスでU・Iターンの不安や疑問を解消

本県へのU・Iターンを希望する学生、社会人の「暮らし」と「しごと」の相談に相談員がワンストップで対応、一人ひとりのニーズに応じたサポートを行います。

移住者の受入れ、採用等についてお気軽にお問い合わせください。



相談・お問合せ 「にいがた暮らし・しごと支援センター」 <https://www.niigatakurashigoto.com/>

・銀座オフィス
 中央区銀座5-6-7
 銀座・新潟情報館
 THENIIGATA 地下1階
 TEL 03-6281-9256

・有楽町オフィス
 千代田区有楽町2-10-1
 東京交通会館 8階
 TEL 090-1657-7263

・新潟オフィス
 新潟市中央区東大通2-5-1
 カーブ新潟ビル 7階
 TEL 0800-100-0215
 (専用フリーダイヤル)

お問合せ先一覧 (県、北陸農政局、支援機関)

機関 所管市町村	担当部署	電話番号
新発田地域振興局 村上市 関川村 粟島浦村 新発田市 阿賀野市 胎内市 聖籠町	農業振興部農業企画課	0254-26-9147
新潟地域振興局 新潟市 阿賀町 五泉市	農林振興部農業企画課	0250-24-9620
三条地域振興局 三条市 加茂市 燕市 田上町 弥彦村	農業振興部企画振興課	0256-36-2254
長岡地域振興局 長岡市 見附市 出雲崎町 小千谷市 柏崎市 刈羽村	農林振興部農業企画課	0258-38-2551
南魚沼地域振興局 魚沼市 南魚沼市 湯沢町 十日町市 津南町	農林振興部農業企画課	025-772-2819
上越地域振興局 上越市 妙高市 糸魚川市	農林振興部農業企画課	025-526-9401
佐渡地域振興局 佐渡市	農林水産振興部企画振興課	0259-63-3185
新潟県農林水産部	地域農政推進課	
	地域農業計画係	025-280-5292
	経営構造対策係	025-280-5293
	中山間地域活性化推進係	025-280-5979
	経営普及課担い手育成係	025-280-5300
新潟県知事政策局	地域政策課地域づくり支援班	025-280-5095
新潟県産業労働部	しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班	025-280-5635
北陸農政局	農村振興部農村計画課	076-263-2161 (代表)
機関名	電話番号	
にいがた暮らし・しごと支援センター	03-6281-9256	